

仙台市救急医療病院間連携推進事業に関する質問(令和6年7月26日正午時点)及び回答

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

No	質問内容	回答
1	<p>本事業に参加することについて、救急受入病院側のメリットはあるのか。支援病院で対応していた救急患者も、救急受入病院で対応することになり負担が増えるのではないか。</p>	<p>・本事業では、市内の病院について、救急受入病院と支援病院に役割分担を図るとともに、救急受入病院から支援病院への患者の転院等を促進することで、救急受入病院の救急患者受入病床を確保し、救急患者の応需向上を図ることとしています。医師の働き方改革や労働人口の減少による影響が確実である中で、今後すべての病院で等しく夜間等に救急患者を受け入れることは難しくなるため、効果的・効率的に医療資源を活用していくことが必要です。各医療機関が専門性を生かし、それぞれの役割を担っていただくことで、全体として効率的な運営や質の向上を実現していきたいと考えています。</p> <p>なお、救急病院が本事業に支援病院として参加した場合においても、患者や救急搬送の状況に応じて、救急患者の受け入れを行っていただくことを想定しています。</p> <p>また、本事業とは別に、おとな救急電話相談(#7119)や宮城県こども夜間安心コール(#8000)等の普及啓発による受療行動の適正化に取り組み、救急患者を受け入れる病院等の負担軽減を図っていきます。</p> <p>・救急受入病院となることのメリットとしては、「仙台市救急医療病院間連携推進事業Q&A」にも掲載していますが、①転院調整システムの利用による利便性の向上、②転院を打診する病院の選択肢が広がり、患者の居住地など要望に応じた転院先の調整もしやすくなる、③新たな救急患者の応需が促進され、病床稼働率・回転率の向上による病院経営への寄与等を想定しています。</p>
2	<p>今回の診療報酬改定において新設された「救急患者連携搬送科」では、高次救急病院と地域の一般病院の間で連携に関する協議を行い、必要な書類を東北厚生省に提出しておく必要がある。今回の事業に参画すれば、改めての病院間の協議や書類作成等を行わなくともよいのか。</p>	<p>国に取扱いを確認し、後日情報提供します。</p>
3	<p>様々なデータを用いて、本事業の効果を分析していくことと思うが、救急受入病院から支援病院に転院した患者のうち、容体悪化等で救急受入病院で再度受け入れとなった患者数もデータとして収集するのか。</p>	<p>容体の悪化に伴う支援病院から救急受入病院への患者の転送状況については、転院調整システムを活用して情報収集することを検討しています。このほか、各病院には、効果検証のため、以下についてご協力をお願いいたします。</p> <p>◎仙台市救急医療病院間連携推進事業における効果指標 https://www.city.sendai.jp/iryosesaku/kyukyuiryo/documents/koukas-hihyou.pdf</p>
4	<p>同一法人内で、救急受入病院と支援病院を運営しているが、同一法人内の病院間での転院も補助対象となるか。</p>	<p>本事業は、医療機関の役割分担を促すものであり、同一グループ、同一法人であっても、別々の医療機関において、それぞれの役割分担を担っているのであれば、補助対象とします。</p> <p>なお、救急患者受入病床確保の実効性を高めるため、各病院においては、特定の病院間での患者の転院・転送にとどまらず、できるだけ多くの病院間で円滑な転院・転送が行われるようお願いいたします。</p>
5	<p>QAに専門性の高い治療・検査を行う目的での転院は対象外とあるが、例えば、もともと別の病院で人工透析を受けている患者が肺炎で救急受入病院に搬送されてきたが、容体が落ち着いて人工透析をするために支援病院へ転院した場合はどうなるか。</p>	<p>本事業は、緊急性や専門性の高い処置等が必要な患者について、容体安定後に救急受入病院から支援病院への円滑な転院を促すことにより、救急受入病院が新たな救急患者を受け入れるための病床確保を図るものです。腎不全のため人工透析を受けている方が、例えば肺炎等のため急性期治療が必要となり救急受入病院で入院治療を受け、容体が安定した後に、人工透析も受けられる支援病院へ転院する場合も、本事業の対象患者(特定患者)となり得ます。</p>

仙台市救急医療病院間連携推進事業に関する質問(令和6年7月26日正午時点)及び回答

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

No	質問内容	回答
6	<p>・この事業に参加することで、ウォークイン、救急搬送、受入れ患者が増加することが予想される。この事業に参加することによる人員配置の増はできないため、日によっては患者受入制限が発生することが考えられるが、それでも良いか。</p> <p>・受入病院に手上げすることにより、他院の夜間窓口より「～病院が受入病院ですのでそちらに問い合わせてください」など案内されることはないか。</p>	<p>・本事業では、市内の病院について、救急受入病院と支援病院に役割分担を図るとともに、救急受入病院から支援病院への患者の転院等を促進することで、救急受入病院の救急患者受入病床を確保し、救急患者の応需向上を図ることとしています。医師の働き方改革や労働人口の減少による影響が確実である中で、今後すべての病院で等しく夜間等に救急患者を受け入れることは難しくなるため、効果的・効率的に医療資源を活用していくことが必要です。各医療機関が専門性を生かし、それぞれの役割を担っていただくことで、全体として効率的な運営や質の向上を実現していきたいと考えています。</p> <p>なお、第三次救急医療機関については、高度な救急処置を必要とする重篤な患者に対して医療を総合的に提供する病院としての役割があることから、ウォークイン患者の受け入れも前提とした救急受入病院であることの公表と休日夜間当番制の対象からは除外し、休日夜間当番制は基本的に第二次救急医療機関を中心に体制を組む予定です。</p> <p>・第三次救急医療機関にとっても、本事業に参加し支援病院と連携を図ることで、病床確保の円滑化が期待されることから、救急受入病院として参加いただければと思います。</p> <p>・本事業に救急受入病院として参加いただく医療機関には、積極的な急患への対応をお願いしたいと考えております。制度運用上支障が生じた場合には、市と参加病院等で構成する運営連絡会などの場で調整を図っていく予定です。</p>
7	<p>事業実績報告の様式は決定していれば、事前に提供いただけると助かります。事後集計が難しい場合もありますので、報告に際し必要な情報をあらかじめ集計できる体制を準備したいと思っています。</p>	<p>支援病院が補助金交付申請を行う際に添付いただく実績報告書については、転院調整システムから出力する転院患者の一覧を活用いただくことを想定しております。システムから出力される様式は、事業実施前までにシステムから確認できるようにいたします。</p> <p>なお、補助金交付における実績報告とは別に、事業の効果測定のため、各病院には以下についてご協力をお願いいたします。</p> <p>◎仙台市救急医療病院間連携推進事業における効果指標 https://www.city.sendai.jp/iryosesaku/kyukyuiryo/documents/koukas-hihyou.pdf</p>

仙台市救急医療病院間連携推進事業に関する質問(令和6年7月26日正午時点)及び回答

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

No	質問内容	回答
8	<p>資料28枚目A救急受入病院の役割についてですが、「市民に対しても公表し、ウォークイン患者も含めて受け入れていく」と記載があります。</p> <p>また、応募要件に、「(ウ) 市と協議の上、次に定める休日夜間当番制に協力すること。」「(工) 救急受入病院は、市域における救急医療体制を確保するため、市と協議の上、下表の区分に応じ、休日夜間の救急医療を提供するものとする。救急受入病院が前項の規定に基づき提供する医療の診療科目は、1 病院につき、1 診療科目以上とする。」とあります。</p> <p>1)市民への公開情報案があれば、事前にご提示いただけますでしょうか。</p> <p>2)現在当院の場合、隔週月曜日に整形輪番を担当しておりますが、同様の輪番制が曜日ごとに割り振られていく想定でしょうか。</p> <p>現状、当院の時間外体制は寝当直扱いの医師(宿日直許可)と当直扱いの研修医、看護師長のみの体制で、検査・放射線・薬剤師の当直はしておらず、整形輪番日のみ検査・放射線の当直をしております。</p> <p>(この体制で救急応需率40~50%、月150-200件の受入れとしています)</p> <p>「救急受入病院」の想定としては、やはり救急外来をしっかり標ぼうしている病院となりますでしょうか。公開情報や、当番制の内容、求められる救急医療の水準によって、手上げを判断したいと考えておりますので、何か情報をいただけますと幸いです。</p>	<p>・救急受入病院であることの市民への情報公開については、現行の病院群当番制の当番病院に関する市民への周知と同程度の内容とすることを検討しております。具体的には、仙台市政だよりの休日当番医のページの「夜間・休日等に入院治療を要する患者さんのための当番病院」欄への病院名・所在地・電話番号・当番日等の掲載を想定していますが、詳細は、救急受入病院が決定後、調整いたします。なお、現行の病院群当番制の当番病院の情報、市ホームページの仙台市政だより電子版でも同様に掲載しております。</p> <p>https://www.city.sendai.jp/shiminkoho/shise/koho/koho/shisedayori/2024-07/tobani.html#nyuinchiryu</p> <p>※参考として、仙台市政だより令和6年7月号のページのURLを記載しました。</p> <p>・現在、仙台市の病院群当番制事業に参加いただいている病院に、仙台市救急医療病院間連携推進事業に救急受入病院として参加いただく場合には、引き続き同じ体制で当番を担っていただきたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>・現在の応需率や救急患者の受入人数による制限を設ける予定はありません。本事業は救急医療の出口対策として実施するものであり、救急外来経由で受診する患者を対象とし、一般外来経由の患者(一般外来の定期・臨時の受診患者)は対象外としています。救急外来を標榜している必要があるかという点については、救急外来としてのブースの設置や標榜を行っていない状況でも、病院が救急外来に準じる機能を有し、その機能により受入れを行った場合は可とします。例えば、施設の構造・設備上、救急外来を持ち合わせていない施設において、一般外来のブースを活用して診療時間内・外で区切って一般外来患者・救急患者の診療を併せて行っているような場合は、一般外来診療と救急外来診療の区分けを院内で明確に取り決め、運用してください。このような場合は、補助金交付にあたり、市から事前に取り決めの内容等について確認させていただきます。</p> <p>市内の救急告示病院の皆様には、救急受入病院としてぜひ参加をお願いしたいと考えております。市内の病院が互いに連携して支えあいながら、必要な医療提供体制を構築してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

仙台市救急医療病院間連携推進事業に関する質問(令和6年7月26日正午時点)及び回答

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

No	質問内容	回答
9	<p>病院説明会の資料に個人情報の取扱いや情報セキュリティ対策の記載がありませんでしたがどのようになっておりますでしょうか。</p>	<p>本事業に参加いただくにあたり仙台市と取り交わしていただく協定書に、個人情報保護に関する一般条項を設けております。このほか、各病院の個人情報保護規程に基づき適切な取り扱いをお願いいたします。また、本事業で使用する転院調整システム(kintone)については、株式会社サイボウズが提供する情報セキュリティサービスによります。本事業における個別のセキュリティ対策としては、IPアドレス制限は行いません(※)が、クライアント証明書ファイルをインストールした端末でのみ転院調整システムにアクセス可能とします。各病院におかれましても、情報セキュリティの観点から、端末の管理等にご留意いただきますようお願いいたします。</p> <p>◎kintoneのセキュリティはこちらからご確認ください。 https://kintone.cybozu.co.jp/security/ ※本市が一括調達したアカウントを各病院に配付するものであり、個別のIPアドレス登録までは困難であるため)</p>
10	<p>・転院オファーアプリを救急病院で入力すると、支援病院のアプリにどのように通知されますか？ ・転院調整システムの利用にあたり、2ユーザーの場合、各々にメールアドレスが必要でしょうか？</p>	<p>・現在アプリを構築中であるため、現時点の想定でお答えいたします。救急受入病院が患者情報を入力し、対象の支援病院に転院をオファーした場合には、支援病院がログインするkintoneのポータル画面に通知が表示される予定です(画面のイメージは以下のURLを参照してください)。また、提出いただいたメールアドレスにも、簡単な通知が届くように検討しています。アプリからの更新メール通知は、「転院オファーがありました」や「転院オファーに支援病院からコメントがありました」程度の記載となり、対象となる患者の情報は、kintoneにログインしないと確認できない仕様です。</p> <p>・2ユーザーの場合でも同じメールアドレスを使用いただいて構いません。</p> <p>◎ポータル画面の通知のイメージはこちらからご確認ください(P19) https://kintone.cybozu.co.jp/material/pdf/kintone_guidebook_vol09.pdf</p>
11	<p>当院は救急告示病院であり、「救急受入病院」を検討するにあたって、次の通り質問する。 ・休日夜間当番制において、従来の輪番制のような当番日または曜日で病院が割り振られるような体制となるのか、現在の想定を知りたい。</p>	<p>本事業においては、モデル事業の期間内は現行の病院群当番制の当番体制を継続する予定としておりますが、今回、救急受入病院として参加する病院で、現在当番体制に参加いただいていない病院には、新たに当番体制に参加いただくこととなります。救急受入病院決定後、担っていただく診療科・当番日等について各病院と協議のうえ決めていきたいと考えております。</p>
12	<p>1.対象患者の住所は、仙台市内在住の方に限りますか？ 2.搬送方法は、仙台市消防局の救急車以外であれば何でも良いのでしょうか？ (通常は病院の救急車や民間救急車になると思いますが、タクシーでも可能でしょうか？)</p>	<p>・仙台市救急医療病院間連携推進事業実施要綱第8条の要件に合致する患者であれば、患者住所を問わず本事業の対象となります。 ・仙台市消防局の救急車以外であれば、病院所有の救急車・搬送車、民間救急車・寝台車、患者の自家用車、タクシー、公共交通機関などであっても対象となります。</p>

仙台市救急医療病院間連携推進事業に関する質問(令和6年7月26日正午時点)及び回答

仙台市健康福祉局保健衛生部医療政策課

No	質問内容	回答
13	支援病院の要件について、実施要綱には「救急受入病院から転院する患者に対して医療を提供するのに必要な施設、設備及び人員体制を備えているもの」とのみありますが、転院を受け入れる病棟・病床に、病床機能や算定している入院料に係る要件はありますでしょうか？	病床機能、算定している入院料に係る要件は設けておりません。